寄 稿 ③

価値を認めあう社会へ
―適正な価値の分配と持続的な賃上げの実現に向けて

JAM 政策政治グループ
芹澤 利奈

はじめに

JAMは、機械金属産業の約1,900の労働組合が加盟する産業別労働組合で、日本のものづくり産業を支えるサプライヤー企業で働く多くの仲間が結集している。日本の製造業の多くが中小企業で構成されているのと同様に、約8割が組合員300人以下、6割以上が組合員100人以下の組合であり、中小企業で働く仲間を中心に組織されている。

JAM結成以来、ものづくり産業・中小企業の発展と、公正でゆとりある豊かな社会の実現に向けて取り組んできた。公正な取引慣行の実現は、多くの中小サプライヤー企業で構成されるJAMにとって、企業の健全な発展と労働者の雇用と生活を守るうえで重要な課題であり、JAMの産業政策においても、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、取引適正化を、政策・制度要求として訴えてきた。

「価値を認めあう社会へ」は、2017年から掲げているこの運動の政策スローガンである。

本稿では、近年の物価上昇局面における同運動の取り組みと、価格転嫁の推進に対する労働組合の関わりについて紹介したい。

「価値を認めあう社会へ」の取り組み

JAMは、優れた技術や技能によって作り出される製品やサービスが、ふさわしい価格で売買される取引慣行の実現と、「製品」と「労働」の価値が毀損されることなく、産業と企業が持続的に発展する社会の実現をめざし、2017年から「価値を認めあう社会へ」を政策スローガンに、毎年ポスターや動画を製作するなど、継続的な活動を展開している。

また、その取り組みの一環として、公正取引の推進に向けた加盟組合企業代表者への要請書の手交等を行っている。2018年春季生活闘争では、「労使が一体となって、企業の収益改善に向けた取り組みを展開し、製品価格の決定方法をはじめとする取引慣行の改善に向けて、取引先への要請や交渉に取り組むこと」を要請した。

2020年には、労使で自社の取引状況の点検や法令の理解、社内への周知を進めるため、法令違反となる取引行為や取引改善のポイントを具体化した「価値を認めあう社会へ対応マニュアル」を作成し、その後も法令改正等にあわせた改訂を行っている。

物価上昇と価格転嫁に向けた取り組み

2021年以降、鋼材価格が上昇し、さらには2022年のウクライナ紛争を契機として、原材料価格やエネルギーコストが世界的に高騰した。これにより、製造業をはじめとする幅広い産業で調達コストや生産コストの増加が進み、企業活動に大きな影響を及ぼした。企業物価の上昇が続き、企業経営を取り巻く環境は一層厳しさを増した。

JAMでは、2022年11月に企業物価の高騰の影響と価格転嫁の進捗状況を把握し、価格転嫁に向けた取り組みを推進するため「価格転嫁緊急対策本部」を設置した。対策本部では、加盟組合・企業における取引実態に関する調査、価格転嫁の実態把握を進めるとともに、政府・関係機関への要請活動や情報発信の強化に取り組んだ。2022年12月には公正取引委員会へ価格転嫁推進の要請を行い、2023年2月には、参議院

議員会館で「価格転嫁待ったなし2.9緊急院内集会」を開催し、国会議員やメディアに価格転嫁が進まない現場実態を報告、改善を訴えた。衆参国会議員56名が参加し、メディア等を含めた会場参加者は100名を超えた。

2023年以降の春季生活闘争においても、公正取引の推進に向けた要請書手交に取り組み、取引適正化に関する政府諸施策の遵守を再徹底することと、その結果による価格転嫁で賃上げ原資を確保することを要請している。

物価上昇局面になり、価格交渉や価格転嫁の状況は、企業状況の一つとして、これまで以上に重要となった。地方JAM役員・書記局が春闘オルグに際し、各加盟組合と一緒に経営者に要請書を渡して説明するなど、小規模な組合でも要請できるよう各地方JAMによる取り組みが行われている。

こうした加盟組合への働きかけに加え、2023年から日本自動車部品工業会および自動車総連とともに、自動車産業のサプライチェーン強化を産業内の労使連携によって実現することを目的に「3Jプロジェクト」を形成し、労使懇談会の場で、取引適正化のさらなる強化に向けて各団体の活動を共有し、連携した取り組みを行っている。

価格転嫁・取引適正化をめぐる政策の進展

物価上昇への対応と持続的な賃上げの実現に向けて、政府においても価格転嫁の促進や取引適正化に関する施策が相次いで打ち出された。

政府は、物価上昇を受け、2021年12月に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を策定し、「中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備する」と「価格転嫁の促進」、「賃上げ環境の整備」を進めた。

さらには、原材料費、エネルギーコストに比べ、価格転嫁が進まない労務費に関して、2023年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定した。指針では、「適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げを行うことは、デフレ脱却、経済の好循環実現のために必要である」「労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」「中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要である」とし、労務費の転嫁と賃上げの関係を政府として明確に位置づけた。

加えて、2024年6月から下請法の改正の検討が始まり、2025年5月16日、下請法と下請振興法の一部改正案が参院本会議で可決、成立した。改正下請法（中小受託取引適正化法、以下、取適法）では、取引の適用要件に「従業員数」が加えられ、協議に応じない一方的な代金決定の禁止や手形払い等の禁止が盛り込まれた。

下請法改正にあたっては、施行日について、衆院経済産業委員会の審議で2026年1月1日を施行日とする修正が盛り込まれた。これは、2025年2月13日にJAMが開催した「価格転嫁待ったなし院内報告会」において「現下の下請法改正案は施行期日が『公布日から起算して1年を超えない範囲内において定める』とされており、改正法による取引適正化や価格転嫁の効果は2026春闘に間に合わないのではないか。2026春闘に実効性のあるタイミングで施行できるようスピード感を持って取り組む必要がある。」と、JAMものづくり国会議員懇談会の議員からの提起に多くの賛同が得られ、以降その実現に向けた行動を展開したことによる。

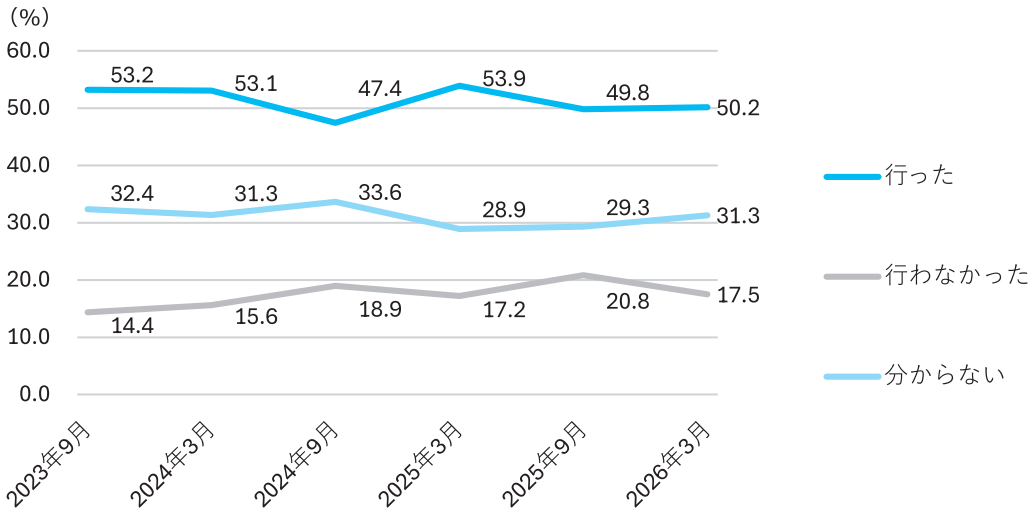
その結果、施行日が前倒しされ、2026年春季生活闘争の交渉が本格化する前に、法改正による取引環境の整備が図られることとなった。

価格転嫁の現状と課題

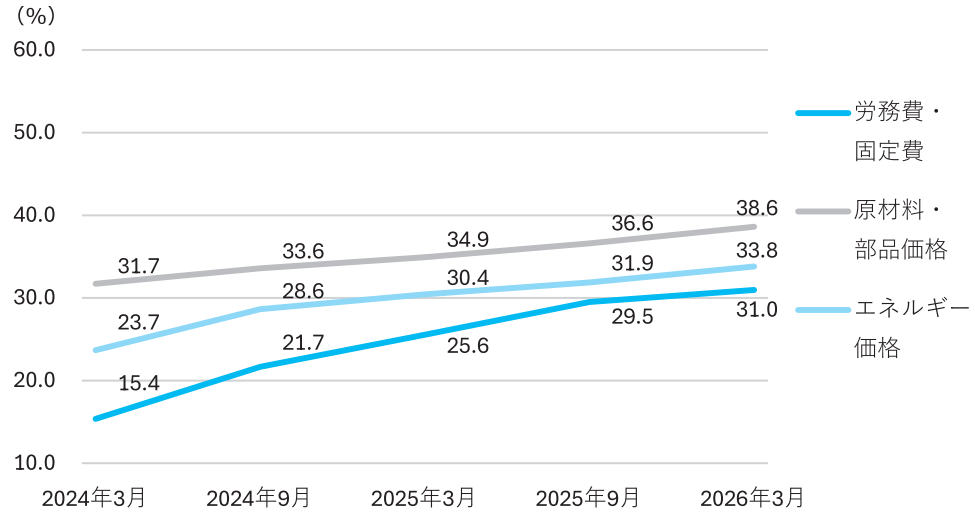
価格転嫁に関する環境整備が進む中ではあるが、JAMで2023年以降行っている価格転嫁の進捗状況調査では、受注者として価格転嫁の交渉を「行った」と回答した単組・企業は50%前後で横ばいが続いている**（グラフ1）**。交渉の結果についても、特に労務費の価格転嫁については、「ほぼ全額転嫁された」との回答が2024年3月の調査では15.4%と原材料費やエネルギー価格に比べ著しく低い状況であった。2026年3月の調査でも31.0%と、いまだ3割にとどまっている**（グラフ2）**。

こうした状況を組織規模別にみると、2026年3月調査において価格転嫁の交渉を「行った」との回答割合は、規模が小さいほど低い傾向がみられた**（表1）**。価格転嫁の交渉を行わなかった理由についても、「減転注をおそれ行わず」と回答した36単組のうち、100人未満の組織は21単組、100～299人の組織が11単組であった。

グラフ１　価格交渉の実施状況の推移（受注側）



グラフ２　コスト別にみた価格転嫁状況の推移
（受注側・「ほぼ全額転嫁された」回答）



出所：上記グラフ1、2はJAM景況調査より作成

表１　規模別にみた価格交渉の実施状況（受注側）
（規模別ごとの回答割合（%））

規模別（%）	2026年3月（N=1,233）			2025年9月（N=1,224）			2025年3月（N=1,263）		
	行った	行わなかった	分からない	行った	行わなかった	分からない	行った	行わなかった	分からない
100人未満	46.0	17.7	36.3	42.3	23.7	33.9	48.2	19.5	32.3
100～299人	47.9	21.5	30.7	52.1	21.3	26.6	55.3	16.8	27.9
300～499人	53.7	13.0	33.3	55.8	17.3	26.9	60.2	14.2	25.7
500～999人	54.6	22.7	22.7	55.2	22.9	21.9	61.1	21.2	17.7
1,000～2,999人	64.2	13.7	22.1	69.4	8.3	22.2	68.0	10.7	21.3
3,000人以上	73.8	6.2	20.0	63.2	8.8	28.1	59.3	1.9	38.9
全体	50.7	17.7	31.6	49.8	20.8	29.3	53.9	17.2	28.9

出所：JAM第54回景況調査

取引課題についての記述回答においても、「競合・転注」に関する内容がもっとも多かった。次いで「型の管理と保管費用に関すること」「根拠資料の作成が負担」「協議の長期化や形式的な協議が見られる」などが多く見られた。

取適法施行後も、価格転嫁の浸透は道半ばと言わざるを得ず、取適法の改正内容、とりわけ「協議に応じない一方的な代金決定の禁止」に関する実効性の確保と、中小受託企業の取引環境の改善および経営基盤の強化に向けた支援、さらには取適法適用外取引も含めたサプライチェーン全体での取引適正化の取り組みが必要とされている。

この間の春季生活闘争では、企業物価、消費者物価が大幅に上昇する中、2023年以降、物価上昇をふまえた賃上げの必要性が、急速に社会全体で高まった。多くの単組で大幅な初任給引き上げと、それに伴う若年層の賃金改善がなされ、JAMにおいても、賃金改善額、平均賃上げ額ともにJAM結成以来最高を更新している。しかしながら、2023年以降、賃金改善額は規模300人未満が規模300人以上を下回っており、企業規模間の格差は拡大している。

持続的な賃上げに向けた労働組合の役割

物価上昇が継続する中、企業の製品値上げや価格交渉の状況を、企業状況の一つとして賃上げ交渉時に把握する必要性は増している。どれほど労働組合が賃上げを求めても、企業に適正な利益が確保されていなければ、持続的な賃上げは困難である。

調査結果からは、価格交渉に踏み出せない企業が依然として一定数いることが明らかとなった。一方で、加盟組合のなかには、労使協議の場などを活用しながら価格転嫁の状況把握や賃上げ原資の確保に取り組む事例もみられる。以下では、その具体例を紹介する。

①A単組（自動車部品、産業機械部品の製造、従業員数100人以上～299人以下）

A単組では、2023年春季生活闘争において、近隣の製造業と比べても低調な結果となった。この経験から、労務費の価格転嫁を果たさなければ賃上げの原資は確保できないと考え、2024年春季生活闘争の団体交渉では初めて「価格転嫁」という言葉を要求に盛り込み、賃上げの原資確保には価格転嫁が必要であると主張した。

労働組合が価格転嫁を求めた当初は、労務費分の値上げを申し入れることに後ろ向きだった経営陣にも変化が表れ、2024年夏ごろには経営資料の中に労務費の価格転嫁状況が記載されるようになった。その後、2025年春季生活闘争では初の5桁回答を得ることができた。

②B単組（産業用機械・造船部品の製造、従業員数50人以下）

B単組では、これまで取引先との契約にあたり見積書を提示することなく、取引先から示された金額で契約していた。

また、労働条件の向上と経営のあり方を見直すため、労働組合と地方JAMオルグが同席して月1回の経営協議会を開催することとなった。経営協議会を通じて、労務費の価格転嫁に関する政府指針や価格交渉促進月間について説明を受けるなかで、価格転嫁の必要性について理解を深めた。その後、思い切って取引先に価格転嫁を申し入れたところ、受け入れられる結果となった。

今後は、自社製品の分析を進めながら、継続的な価格転嫁に向けたエビデンスの蓄積や、効果的な価格交渉に向けた情報収集が課題であるとしている。

③C単組（加工用製品の製造販売、従業員数100人以上～299人以下）

C単組では、JAMから価格転嫁に関する政府方針や他単組の取り組みについて説明を受け、労使協議の場で価格転嫁の状況を示してほしいと経営側に伝えた。

2025年春季生活闘争では、受注数の減少により低調なベースアップを受け入れざるを得なかったものの、価格転嫁の状況について初めて数値資料を受け取り、2026年春季生活闘争につなげている。

これらの事例からは、価格交渉そのものを労働組合が担うわけではないものの、価格転嫁の状況を把握し、その必要性について労使で認識を共有することが、賃上げ原資の確保や将来的な賃金改善につながっていることがうかがえる。また、産別やオルガナイザーによる情報提供や働きかけが、こうした取り組みを始める契機となっている事例もみられた。

企業規模間の格差が拡大するなか、持続的な賃上げの実現に向けては、定期的な労使協議の場などを通じて価格転嫁や収益の状況を確認するとともに、価格転嫁や価格交渉への理解を深めながら、賃上げ原資の確保に向けた積極的な取り組みを加盟組合全体に広げていくことが求められる。

おわりに

中東情勢の影響等による原材料価格等の高騰の長期化や国際競争の激化など、企業経営を取り巻く環境の先行きへの不透明感は高まっている。いかに企業や産業の国際競争力の強化が求められる中にあっても、サプライチェーンのいずれの段階においても、創出した付加価値に見合う利益が確保され、その利益が賃上げや設備投資につながらなければ、産業の持続的な発展は実現しない。

一方で、企業規模の大小や発注側と受注側、中央と地方といった立場の違いにより、企業間には力関係の不均衡が存在する。さらに、重層的なサプライチェーンのもとでは、その不均衡が取引慣行にも影響を及ぼしやすい構造的な課題がある。こうした課題は産業構造に根差すものである以上、法令や制度の整備、取引慣行の改善によって前進が図られたとしても、その成果を確かなものとして定着させていくことが重要である。

とりわけ、国際競争力の強化やコスト抑制の必要性が高まる局面においては、その負担が立場の弱い企業や、そこで働く労働者へとしわ寄せされることがないよう注意しなければならない。製品やサービスの価値を生み出す企業や労働者が適正な対価を得られる社会の実現に向けて、価格転嫁や公正取引の実態を継続的に確認するとともに、現場の声を拾い上げ、サプライチェーンの中で生み出された価値が立場の違いにかかわらず適正に分配されるよう、声を上げ続けていく不断の努力が求められている。